

(その1)

(4 年分) 収 支 報 告 書

整理番号 4937

(ふりがな)
1 政治団体の名称
(きどぐちえいじこうえんかいいんごうかい)
きどぐち英司後援会連合会

2 主たる事務所の所在地
岩手県盛岡市大通三丁目1番24号第三菱和ビル5階

3 代表者の氏名
佐々木 順一

4 会計責任者の氏名
佐々木 俊枝

事務担当者 収支報告書の内容に関する問い合わせに
お応じられる方の氏名・電話

(氏名) 工藤 英之

(電話) 090-7935-6007



政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政党の支部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政治資金団体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
<input type="checkbox"/> 有 公職の種類 _____ 資金管理団体の届 出をした者の氏名 _____
<input checked="" type="checkbox"/> 無

国会議員関係政治団体の区分
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国会議員関係政治団体
<input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名 木戸口 英司
公職の種類 参議院議員 (元職)

資金管理団体の指定の期間 (※1)
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間 (※2)
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

※1 報告対象年の1月1日から12月31日
までの間に資金管理団体の指定・取消
をした場合のみ記載してください。

※2 報告対象年の1月1日から12月31日
までの間に国会議員関係政治団体の指
定・取消をした場合のみ記載してくだ
さい。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収 入 総 額				0
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				0
支 出 総 額				0
翌 年 へ の 繰 越 額				0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費			
金 額	十億	百万	千 円
員 数	人		
(2) 寄 附			
ア 寄附（イを除く。）の区分	金 額		備 考
	十億	百万	千 円
(ア) 個人からの寄附			0
〔うち特定寄附〕			
(イ) 法人その他の団体からの寄附			0
(ウ) 政治団体からの寄附			0
小 計 (ア)+(イ)+(ウ)			0
〔寄附のうち寄附のあっせんによるもの〕			0
イ 政党匿名寄附			0
合 計 (ア+イ)			0

注) 「寄附」による収入がある場合は、(その7)の記載が必要です。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

注) 有無について、□にチェックしてください。「有」にチェックした場合は、資産等の項目別区分ごとに(その18)に記載してください。

(その20)

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 5年 / 月 20日

政治団体の名称 きどぐち英司後援会連合会

会計責任者の氏名 佐々木 俊枝



(欄外注1参照)

※代表者の氏名

(欄外注2参照。解散する場合のみ記入すること)

注1) 「会計責任者の氏名」欄は、以下のいずれかの方法により記載すること。

① 会計責任者本人の署名 (自署)

② 会計責任者本人の記名押印

③ ①②のいずれにもよらない場合は、以下の書類を提示又は提出すること。

ア 会計責任者本人が提出する場合にあっては、会計責任者本人の本人確認書類


イ 代理人が提出する場合にあっては、当該代理人の権限を証する書面及び当該代理人の本人確認書類

注2) 「※代表者の氏名」欄は、解散する場合に注1に倣って代表者本人の氏名等を記載すること。また、「政治団体解散届」を同時に提出すること。

政治資金監査報告書

令和 5 年 1 月 2 日

きどぐち英司後援会連合会
代表者 佐々木 順一 殿

登録政治資金監査人 工藤克之 
登録番号 第 3111 号
研修修了年月日 平成21年12月17日

1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、きどぐち英司後援会連合会の令和4年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。
- (2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。
- (4) この政治資金監査は、きどぐち英司後援会連合会の主たる事務所（※2）において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。
なお、政治資金監査の対象期間においては、きどぐち英司後援会連合会に係る支出はなく、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書が存在しなかった。

- (2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。
- (3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定する収支報告書（※1）は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

3 業務制限

きどぐち英司後援会連合会と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

また、きどぐち英司後援会連合会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以上

（※1）政治団体が解散等したときに提出する収支報告書の場合は、「法第12条第1項に規定する収支報告書」とすること。

（※2）国会議員関係政治団体の主たる事務所と異なる場合は、その理由を明らかにし、政治資金監査の実施場所については、住所を併記することにより、具体的に特定すること。

（注）政治資金監査を主たる事務所で行わないことができる例外としては、会計帳簿や領収書等の紛失等の事故を防止するための十分な措置が講じられ、かつ、会計責任者等に対するヒアリング等を通じて、経常経費を含む事務所の運営実態について確認することができることを条件として以下の場合が考えられること。

- ① 作業スペースの不足等やむを得ない事情により、円滑な政治資金監査の実施が困難であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ② 同一の国会議員に係る複数の国会議員関係政治団体の政治資金監査を実施する場合において、政治資金監査の効率的な実施のため、特定の事務所等に収支報告書及び会計帳簿等の関係書類を集めた上で、政治資金監査を行うことが適当であると登録政治資金監査人が判断した場合
- ③ 解散により、政治資金監査を実施する時点において主たる事務所が存在しなくなった場合